限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号及び第三号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額」に、「同項に規定する金額」を「同項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第十三条中「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「金額」を「金額）及び」に改め、「地方税法附則第三十三条の二第五項」と」の下に「、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と」を加える。

（健康保険法施行令の一部改正）

第二条　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第三項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の下に「し、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

第三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第六号中「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の下に「し、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「除く」を「除き、所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする」に、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改める。

第十二条第四項中「総所得金額、」を「公的年金等」に、「総所得金額（以下この項において「総所得金額」という。）（所得税法第三十五条第二項に規定する公的年金等（第十一条に規定する給付を除く。）の支給を受ける者については、同法第三十五条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とし、第十一条に規定する給付の支給を受ける者については、当該給付を同法第三十五条第二項に規定する公的年金等とみなし、かつ、同条第四項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）」を「公的年金等若しくは第十一条に規定する給付（同項に規定する公的年金等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」に、「同法附則第三十三条の三第一項」を「同法第三十五条第二項第一号」に、「地方税法附則第三十三条の三第一項」を「第十一条に規定する給付についても同法第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第六条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「合計所得金額をいう」を「合計所得金額をいい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする」に改める。

第十五条第一項第六号中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、「金額の合計額とする。ただし、当該合計額が七十万円に満たないときは、七十万円」を「場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「総所得金額と」の下に「し、総所得金額に同法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものと」を加える。

第十八条第四項第一号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあっては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第三号イ中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第三条中「第十八条第四項第一号中「総所得金額」を「第十八条第四項第一号中「総所得金額及び」に、「金額」と、「同法」を「金額）及び」と、「同法」に改め、「地方税法附則第三十三条の二第五項」と」の下に「、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」と」を加え、「同条第二項第一号」に、「第三百十四条の二第二項」を「第三百十四条の二第二項第一号」に改める。